

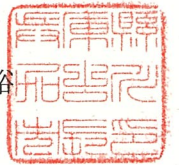


市道の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更し、令和8年4月16日から供用を開始する。その関係図面は、一般の縦覧に供する。

令和8年4月16日

加古川市長 岡田 康裕



記

1. 区域を変更する路線 下記のとおり

整理番号 路線名	道路の区域			
	区間	新旧	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
07-1019 下村19号線	八幡町下村字大熊290番5地先から	新	2.2~4.7	15.3
	八幡町下村字谷郷池556番1地先まで	旧	2.0	

2. 縦覧場所 加古川市加古川町北在家2000番地  
加古川市役所 新館6階  
加古川市建設部土木総務課

3. 縦覧期間 令和8年4月16日（木）から4月30日（木）まで  
午前8時30分から午後5時15分まで  
ただし、加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日は除く

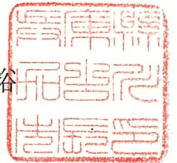


市道の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更し、令和8年4月16日から供用を開始する。その関係図面は、一般の縦覧に供する。

令和8年4月16日

加古川市長 岡田 康裕



記

1. 区域を変更する路線 下記のとおり

整理番号 路線名	道路の区域			
	区間	新旧	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
10-1804 砂部4号線	東神吉町砂部字石町242番1地先から 東神吉町砂部字石町242番8地先まで	新 旧	6.1 5.3~5.7	18.8

2. 縦覧場所 加古川市加古川町北在家2000番地  
加古川市役所 新館6階  
加古川市建設部土木総務課

3. 縦覧期間 令和8年4月16日（木）から4月30日（木）まで  
午前8時30分から午後5時15分まで  
ただし、加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日は除く

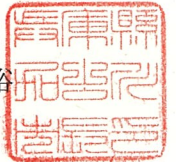


市道の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更し、令和8年4月16日から供用を開始する。その関係図面は、一般の縦覧に供する。

令和8年4月16日

加古川市長 岡田 康裕



記

1. 区域を変更する路線 下記のとおり

整理番号 路線名	道路の区域			
	区間	新旧	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
04-1839 二俣22号線	平岡町二俣字東畑536番地8地先から 平岡町二俣字東畑536番地8地先まで	新 旧	3.9~4.0*	25.0

※平岡町二俣字東畑536番7を道路区域に加える。なお、敷地の幅員に変更はない。

2. 縦覧場所 加古川市加古川町北在家2000番地  
加古川市役所 新館6階  
加古川市建設部土木総務課

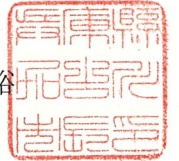
3. 縦覧期間 令和8年4月16日（木）から4月30日（木）まで  
午前8時30分から午後5時15分まで  
ただし、加古川市の休日定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日は除く



加古川市において、自転車等放置禁止区域等から次のとおり、放置自転車等を撤去し、保管したので、加古川市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年条例第45号）第13条の規定により告示する。

令和8年4月16日

加古川市長 岡田 康裕



加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第11条の規定による自転車等の撤去台数

		加古川駅周辺	東加古川駅周辺	宝殿駅周辺	尾上の松駅周辺	浜の宮駅周辺	別府駅周辺
令和8年4月6日	月	5台	2台	0台	0台	0台	3台
令和8年4月7日	火	2台	1台	0台	0台	0台	0台
令和8年4月8日	水	1台	0台	0台	0台	0台	0台
令和8年4月10日	金	2台	0台	0台	0台	0台	1台
令和8年4月11日	土	3台	0台	0台	0台	0台	0台

保管及び返還場所	加古川市放置自転車保管所 (明姫幹線陸橋下・加古川市尾上町安田620番地)
保管期間	この告示の日から60日間
返還日時	月曜日から日曜日（祝日、年末年始を除く）10時15分から18時
返還を受ける際に必要なもの	自転車・原動機付自転車のカギ、身分証明書 保管手数料（自転車2,000円・原動機付自転車4,000円）
返還することができない場合の措置	保管期間を過ぎますと、売却又は廃棄します。 売却した場合は、この告示の日から6カ月間は売却代金を保管します。
問合せ先	加古川市放置自転車保管所（電話 079-425-5898）

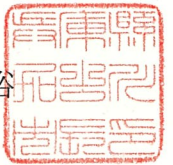


加古川市告示第138号

加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例施行規則（平成16年規則第5号）第7条の規定により、下記のとおり、地縁による団体をまちづくり協議会として認定したので、同規則第9条の規定により告示する。

令和8年4月16日

加古川市長 岡田 康 裕



記

- 1 まちづくり協議会の名称  
原地区まちづくり協議会
- 2 まちづくり協議会の活動区域  
加古川市志方町原
- 3 認定番号  
第29号
- 4 認定年月日  
令和8年4月9日

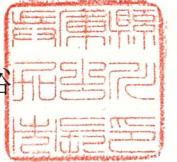


加古川市告示第139号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定に基づき告示する。

令和8年4月16日

加古川市長 岡田 康裕



記

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称  
公益社団法人加古川市シルバー人材センター
- 2 特定子ども・子育て支援施設等の名称  
たんぽぽ保育園
- 3 特定子ども・子育て支援施設等の所在地  
加古川市平岡町新在家55
- 4 確認の辞退年月日  
令和8年3月31日
- 5 子ども・子育て支援施設等の種類  
一時預かり事業